

厚岸町議会 第1回臨時会 会議録

令和2年1月14日
午前10時00分開議

- 議長（堀議長） ただいまから、令和2年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

- 議長（堀議長） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会 会議規則第118条の規定により、6番 佐藤議員、7番 杉田議員を指名いたします。

- 議長（堀議長） 日程第2「議会運営委員会報告」を行います。
委員長の報告を求めます。
6番、佐藤委員長。

- 佐藤議員 本日、午前9時から、第1回議会運営委員会を開催し、令和2年厚岸町議会第1回臨時会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。
議会からの提出案件は、「会期の決定」についてで、本会議で審議することに決定いたしました。
次に、町長提出の議案についてであります。「議案第1号 第6期厚岸町総合計画基本構想及び行動計画の策定について」であります。審議方法は議長を除く11名をもって構成する「第6期厚岸町総合計画審査特別委員会」を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。
本臨時会の会期は、1月14日から15日までの2日間に決定しました。
以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（堀議長） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（堀議長） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、14日から15日までの2日間といたしたいと思っておりますが、これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、14日から15日までの2日間とすることに決定しました。

- 議長（堀議長） 日程第4「議案第1号 第6期厚岸町総合計画基本構想及び行動計画の策定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第1号「第6期厚岸町総合計画基本構想及び行動計画の策定について」その提案理由の説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、総合計画は10年前の「第5期厚岸町総合計画」策定時におきましては、地方自治法により、議会の議決を経て「基本構想」を策定することが義務づけられておりましたが、平成23年の地方自治法改正により、その策定と議会の議決を経るかどうかは、各市町村の判断に委ねられることとなりました。

しかし、厚岸町では、まちづくりを総合的・計画的に進めるための基本的な指針となる総合計画は必要不可欠と考え、これまでの基本構想に加え、行動計画も議会の議決を経て定めることとしております。

また、総合計画は、厚岸町の計画として最も上位に位置するものであり、厚岸町においても平成22年度から令和元年度までを期間とする「第5期厚岸町総合計画」に基づき、将来像である「共生・躍動・協働 暮らしに豊かさ実感できるまち」の実現に向け、人口減少、少子高齢化の進行などへの対応、さらには、多様化する町民のニーズに対応する政策を展開し、まちづくりを進めてきました。

しかし、社会情勢の変化は人口減少や少子高齢化だけにとどまらず、以前にも増して目まぐるしく変化しており、これらの現状に対する課題を的確に把握し、対応することが強く求められております。

厚岸町においては、今、国内外から注目を集め、関連産業や観光振興への波及効果が大きいと期待される厚岸蒸溜所の厚岸ウイスキーの本格出荷と国による衛生管理型漁港施設の整備完成に伴う厚岸漁業協同組合地方卸売市場の移転を令和2年度に控え、さらには、厚岸道立自然公園の国定公園化に向けての動きや北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路の整備が推進されるなど、今後のまちづくりにとって大きな変革の時代を迎えようとしております。

こうした大きな変革の時代を迎えるにあたり、さまざまな課題に対応しながら、町民の皆さんだれもが心から誇りを持てるまちを実現するため、その道しるべとなる「第6期厚岸町総合計画」を策定するものであります。

これまでの策定経過について、概要を申し上げますと、平成30年6月から、「第5期厚岸町総合計画」の総括的な評価・検証を開始するとともに、町民満足度調査、小・中学生意識調査、一団体一提言、まちづくり提案カードの実施のほか、新たな取組として実施した、まちづくり講演会、まちづくりワークショップにより、町民の皆さんからさまざまな形でご意見、ご提案をいただく取組に努めてきました。

また、令和元年には、町民の皆さんからのさまざまなご意見、ご提案を1件1件確認しながら素案の作成を進め、10月には役場内部の組織である総合計画策定委員会での協議を経て、昨年12月、庁内原案を確定させたところであります。

さらに、この庁内原案を審議していただくため、昨年12月には各行政委員会の委員をはじめとする20名の有識者の選考に当たり、総合計画策定審議会を設置いたしました。

委嘱を申しあげました各委員には、ご快諾をいただきました上に、公私ともにお忙し
い中、慎重なご審議をいただき、12月27日に答申をいただいたところであります。

その答申でいただいた審議会の意見をできるだけ尊重いたしまして、庁内原案に一部
修正を加え 最終案を確定し、本日、「第6期厚岸町総合計画基本構想及び行動計画の
策定について」議案として提出させていただいたところであります。

なお、本計画は、だれもが読みやすいようグラフ等を用いながら、できる限り、見や
すく、わかりやすい計画となるよう努めた一方、行動計画については、「現状と課題」
や「施策に係る主な取組・事業」、さらには「期待される効果」など、より具体的な記
載を心掛けたほか、各節における「めざすまちの姿」と「行政のみならず、町民、地域
・団体等の役割分担」も新たに記載を追加しております。また、各施策については、世
界共通の目標であるSDGs（エス・ディー・ジーズ）とも関連づけ、総合計画とSD
Gsの達成に向けた取組の一体的な推進を図る計画となっております。

また、本計画の基本構想については、計画期間を10年間としておりますが、行動計画
については、計画期間を5年間として策定し、前期と後期に分けて策定いたします。な
お、後期の行動計画については、施策の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえ、改め
て策定することとしております。

第6期厚岸町総合計画の「めざすまちの姿」である「みんなのあつけし新時代の創造
に向かって」を今後10年間、厚岸町のまちづくりの“合い言葉”として、町民のみなさ
んと共に、鋭意努力してまいりたいと考えております。

どうか、本議案である基本構想と行動計画策定の趣旨をご理解ご賢察の上、何とぞご
承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、総合計画の内容については、引き続き担当課長から説明させますので、よろし
くお願いいたします。

●議長（堀議長） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 引き続き、第6期厚岸町総合計画の内容について、概略で
はありますが、主に、各章ごとの構成と現計画から新たに追加した項目を中心に補足説
明をさせていただきます。

まず、総論でございます。10ページをお開き願います。「第1章 総合計画の考え方
で」でございます。「第1節 総合計画策定の趣旨」から始まり、「第2節 総合計画の位
置付け」12ページの「第3節 総合計画の構成と期間」「第4節 総合計画の推進と進行
管理」14ページの「第5節 総合計画の特色」以上5つの項目で「第1章 総合計画の考
え方」を整理させていただいております。なお、この中で、13ページの「第4節 総合
計画の推進と進行管理」及び14ページの「第5節 総合計画の特色」の2項目について
は、現計画から新たに追加した項目となっております。

まず、13ページをお開き願います。「第4節 総合計画の推進と進行管理」でござい
ます。ここでは、「多様な主体との共創・協働による推進」と「PDCA（ピー・ディ

ー・シー・エー) サイクルに基づく施策等の効果的な推進と適切な進行管理」について記載をしております。

次に、14ページをお開き願います。「第5節 総合計画の特色」でございます。ここでは、本計画の特色として、一つ目に「わかりやすい計画」、二つ目に「行政のみならず、町民、地域・団体等の役割分担を示した計画」、そして三つ目に「持続可能な開発目標（SDGs（エス・ディー・ジーズ））と関連づけた計画」という三つの特色を記載しております。なお、三つ目の「持続可能な開発目標（SDGs）と関連づけた計画」については、15ページから17ページまで、世界都市自治体連合が示している「（SDGs）の17の目標に対する自治体行政の果たし得る役割」をそれぞれの目標ごとに記載しており、施策との関連性を示しております。また、巻末214ページから223ページには、各施策に関連する「SDGsにおける17の目標」を表で示しておりますので、ご参考にいただければと存じます。

次に18ページをお開き願います。「第2章 総合計画策定の背景」でございます。「第1節 厚岸町の位置・地勢・気候」から始まり、20ページの「第2節 厚岸町の沿革」「第3節 厚岸町の人口動向分析」22ページの「第4節 厚岸町の産業・経済動向分析」続いて26ページの「第5節 時代の潮流」続いて37ページの「第6節 町民の声」続いて40ページの「第7節 厚岸町の課題」続いて45ページの「第8節 厚岸町の特性と強み」以上八つの項目で「第2章 総合計画策定の背景」を整理させていただいております。なお、この中で、21ページの「第3節 厚岸町の人口動向分析」22ページの「第4節 厚岸町の産業・経済動向分析」37ページの「第6節 町民の声」45ページの「第8節 厚岸町の特性と強み」の4項目については、現計画から新たに追加した項目となっております。

まず、21ページをお開き願います。「第3節 厚岸町の人口動向分析」でございます。ここでは、これまでの厚岸町の人口の推移を「年齢階層別」や「人口増減の要因別」に分析しております。

次に、22ページをお開き願います。「第4節 厚岸町の産業・経済動向分析」でございます。ここでは、厚岸町の産業・経済の動向について、「産業従事者数の推移」や「業種ごとの動向」について分析しております。

次に、26ページをお開き願います。「第5節 時代の潮流」でございます。ここでは、「人口減少と少子高齢化の急速な進行」など、日本全国における社会情勢の変化などを7つの視点により、記載しているほか、時代の潮流の中で考えられる厚岸町の課題について、アンダーラインを付して記載しております。

次に、40ページをお開き願います。「第7節 厚岸町の課題」でございます。ここでは、「時代の潮流」や「町民の声」などを踏まえまして、今後10年間で特に重要となる「厚岸町の課題」を「自然との共生に向けた環境保全の推進」など、八つの視点により、キーワードとともに整理しております。

次に、45ページをお開き願います。「第8節 厚岸町の特性と強み」でございます。ここでは、本計画を「厚岸町の課題」を解決するとともに、厚岸町の特性や強みを活かした将来世代につながる誇りある計画とするため、町民の声などを踏まえ、世界に誇ることができる、豊かで優れた自然環境など、八つの視点で厚岸町の特性と強みを整理し

ております。

以上が総論の概要でございます。

次に、基本構想でございます。48ページをお開き願います。「第1章 めざすまちの姿」でございます。「第1節 めざすまちの姿」から始まり、「第2節 基本姿勢」50ページの「第3節 『めざすまちの姿』の実現に向けた5つの将来像」「第4節 人口の将来展望」続いて53ページの「第5節 財政の見通し」以上5つの項目で「第1章 めざすまちの姿」を整理させていただいております。なお、この中で、53ページの「第5節 財政の見通し」については、現計画から新たに追加した項目となっております。

まず、48ページをお開き願います。「第1節 めざすまちの姿」でございます。ここでは、総論で明らかにしました今後10年間で特に重要となる「厚岸町の課題」から共通事項として導き出した八つの視点「キーワード」を大切にしながら、本計画の『めざすまちの姿』を設定しております。

次に、「第2節 基本姿勢」でございます。ここでは、『めざすまちの姿』の実現に向け、「先見性と積極性を基本に、たゆむことなく挑戦する」ことなど、三つの基本姿勢を記載しております。

次に、50ページをお開き願います。「第3節 『めざすまちの姿』の実現に向けた5つの将来像」でございます。ここでは、総論で明らかにしました「厚岸町の課題」を根拠に、具体的な姿として「自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち」など、五つの将来像を設定しております。

次に、「第4節 人口の将来展望」でございます。ここでは、本計画の目標年次とする令和11年の厚岸町の人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に7,463人と想定しております。

次に、53ページをお開き願います。「第5節 財政の見通し」でございます。ここでは、前期行動計画期間内の財政推計を記載しております。

次に、54ページをお開き願います。「第2章 政策の体系（『めざすまちの姿』の実現に向けた政策展開）」でございます。ここでは、『めざすまちの姿』の実現に向けた政策展開をフロー図として記載しております。『めざすまちの姿』を実現するための五つの将来像に応じて、行動計画の5つの部門で政策展開を図り、実施計画で施策展開を図ることを示したものとなっております。

次に、「第3章 施策の大綱（各部門の施策と基本方針）」でございます。ここでは、各部門で展開する施策と基本方針をSDGs（エス・ディー・ジーズ）と関連付けて、整理させていただいております。55ページの「第1節 生活環境・都市基盤部門」では13の小項目、59ページの「第2節 産業経済部門」では六つの小項目、61ページの「第3節 保健・医療・福祉部門」では6つの小項目、63ページの「第4節 教育部門」では四つの小項目、64ページの「第5節 政策支援・行財政部門」では七つの小項目合計36の小項目について、それぞれ、基本方針を記載しております。

以上が基本構想の概要でございます

次に行動計画でございます。なお、時間の都合上、各節の内容についての説明は割愛させていただきます。

それでは、70ページをお開き願います。第1章・第1節の「土地利用」により、行動

計画の構成についてご説明させていただきます。

まず、「めざすまちの姿」でございます。こちらは各節ごとに10年後の厚岸町がどのような姿になっているか、町民がどのような暮らしをしているのかを具体的に想像できるような、理想とするまちの姿や生活像を記載したものであり、現計画から新たに追加した項目となっております。

次に、「現状と課題」でございます。こちらは厚岸町のこれまでの取組や経過などを踏まえた現状分析と課題を記載したものであります。

次に、「関連する町の個別計画」でございます。こちらは総合計画の各分野にどのような個別計画があるのかをわかりやすく整理するために記載したものであり、現計画から新たに追加した項目となっております。なお、計画期間の元号の表記の取り扱いにつきましては、改元前に策定された個別計画については平成を用いておりますが、括弧書きで令和を用いて整理しております。

次に、「目標実現に向けた役割分担」でございます。こちらは町民との共創・協働によるまちづくりを進め、めざすまちの姿の実現に向けて、町民、地域・団体など、行政のそれぞれに期待される役割を記載したものであり、現計画から新たに追加した項目となっております。

次に、「基本方針」でございます。こちらは現状と課題で明らかにした課題を解決するため、目標年度である令和11年度までに展開する施策の基本方針を記載したものでございます。

次に、「施策の展開」でございます。こちらは基本方針に基づき、前期行動計画の計画期間である5年間で取り組む施策について、項目ごとにその内容を記載したものであります。また、「施策の展開」に応じた「施策に係る主な取組・事業」に加え、「期待される効果」を記載しているほか、「指標設定」として、めざすまちの姿を数値化できるもので町民、地域・団体等と共有できる指標を記載しております。

以上が行動計画の概要でございます。

また、計画全体を通して、専門用語やカタカナ用語、アルファベットの略称などを用いているページには、それぞれ下段に用語の解説を付しておりますので、ご参考いただければと存じます。

続いて、別添で配付させていただいております議案第1号参考資料についてのご説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページから47ページの「1 町民参加の実践シート」についてでございます。こちらは、町民の皆さんからさまざまな形でご意見、ご提案をいただきましたその内容について、一つひとつ計画の掲載箇所等を整理した資料となっております。

次に、資料の48ページから51ページの「2 厚岸町総合計画策定審議会からの答申」及び52ページから58ページの「3 答申に対する町の対応と考え方」についてでございます。こちらは、策定審議会からの「答申内容」と「答申に対する町の対応と考え方」及び「修正箇所」等について整理させていただいた内容となっております。庁内原案から修正を加えた箇所を明示させていただいております。

また、策定審議会からの答申を踏まえた修正のほか、改めて役場内部で見直しを行う中で加えた字句や文言等の修正、グラフの追加等を一部行ってございますが、内容等に

大きな変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、簡単な説明ではございますが、私からの補足説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議長） 本件の審議方法について、お諮りいたします。

本件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する「第6期厚岸町総合計画審査特別委員会」を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する「第6期厚岸町総合計画審査特別委員会」を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

- 議長（堀議長） 総合計画審査特別委員会開催のため本会議を休憩します。

午前10時28分休憩

午後4時24分再開

- 議長（堀議長） 本会議を再開します。

- 議長（堀議長） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

- 議長（堀議長） 本会議を休憩します。

午後04時24分休憩

午後05時19分再開

- 議長（堀議長） 本会議を再開します。

- 議長（堀議長） ただいま、町長から、議案第1号について、事件の訂正請求書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として、直ちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求書を日程に追加し、追加日程として、議題にすることに決定いたしました。

- 議長（堀議長） 追加日程、事件の訂正請求書を議題といたします。

事件の訂正請求書の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 貴重な時間を頂きまして、ありがとうございます。

令和2年第1回臨時町議会に上程いただきました、議案第1号「第6期厚岸町総合計画基本構想及び行動計画」は、第6期厚岸町総合計画審査特別委員会に付託され、慎重な審議をいただいているところでありますが、その特別委員会に於けるこれまでの議論を踏まえ、次のとおり加筆・修正をいたしたいので、その内容を説明させていただきます。お手元にあります、修正の方で説明させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

先ず1ページであります。基本構想55ページ、「Ⅱ基本構想、第3章 施策の大綱（各部門の施策と基本方針）、第1節 生活環境・都市基盤部門」の内、右側であります、修正案であります、1の「貧困をなくそう」という部分を追加させていただいております。

63ページであります。右側「第4節 教育部門」で、「1 貧困をなくそう」「5 ジェンダー平等を実現しよう」というマークを追加させていただいております。

2ページ目であります。102ページ「第1章 生活環境・都市基盤部門、第10節 消費生活」「施策に係る主な取組・事業、厚岸消費者被害防止情報連絡会議の開催、厚岸町消費者協会の活動支援、消費生活に関する情報の周知と相談業務、厚岸町消費者協会の活動支援」下の「厚岸町消費者協会の活動支援」を削除させていただいております。

148ページ、「第3章 保健・医療・福祉部門、第1節 保健・医療」「めざすまちの姿、町民だれもが心身ともに健康的な生活を送っています」という部分を「めざすまちの姿」で「保健・医療・福祉の連携により、地域医療の確立が図られ、」という部分を追加させていただいております。

156ページ、「第3節 高齢者福祉」「基本方針、人にやさしい福祉のまち・いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち・ともに支え合うまちを目指します」という部分を右側であります、修正案であります、「介護予防や地域包括ケアなどの推進により、」という部分を付け加え、修正させていただきます。

3ページ目であります。214ページ、「生活環境・都市基盤」の「エスデージーズにおける17の目標」、右側修正案でございますが、貧困という部分に丸を追加させていただきます。

216ページ、「産業経済、林業」であります。右側修正案であります、ジェンダーを追加させていただいております。それと併せまして、218ページ、「商工業」も同じくジェンダーを追加させていただいておりますので、ご了承願います。

続きまして4ページでございます。220ページであります。「教育」でございます。右側修正案であります、「学校教育、教育、文化、スポーツ」こちらに貧困、ジェンダー、それぞれ丸を追加させていただいております。

以上、修正内容の説明とさせていただきます。

よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

- 議長（堀議長） 修正があるそうですので、発言を認めたいと思います。
総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 大変申し訳ございません。先程、修正案をご説明いたしました。資料の4ページ目をお開きいただきたいと思います。

220ページ、当初案、修正案とも「教育」の中に「教育」と入っておりますが、これを「生涯学習」と訂正させていただきたいと思います。大変申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

- 議長（堀議長） お諮りいたします。

本届出を許可し、第6期厚岸町総合計画審査特別委員会に送付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） ご異議なしと認めます。

よって、本届出については、直ちに第6期厚岸町総合計画審査特別委員会に送付いたします。

- 議長（堀議長） 本会議を休憩いたします。

午後05時26分休憩

午後06時03分再開

- 議長（堀議長） 本会議を再開します。

- 議長（堀議長） 日程第4「議案第1号 第6期厚岸町総合計画基本構想及び行動計画の策定について」を再び議題といたします。

本件の審査については、「第6期厚岸町総合計画審査特別委員会」を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番 竹田委員長。

- 竹田委員 第6期厚岸町総合計画審査特別委員会に付託されました、「議案第1号 第

6期厚岸町総合計画基本構想及び行動計画の策定について」の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここに、ご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（堀議長） 「議案第1号 第6期厚岸町総合計画基本構想及び行動計画の策定について」について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議長） お諮りいたします。

本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

したがって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（堀議長） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。

- 議長（堀議長） 以上で、令和2年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

午後06時05分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和2年1月14日
厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
